

[事案 2024-306] 高度障害保険金支払請求

・令和7年10月31日 裁定終了

※本事案の申立人は、高度障害保険金受取人で契約者・被保険者の配偶者である。

<事案の概要>

高度障害保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年10月に被保険者である配偶者が脳梗塞になりパーキンソン病と高次脳機能障害となったことから、昭和63年3月に契約したがん保険にもとづき高度障害保険金を請求したが、被保険者の身体状態は約款に定める高度障害状態に該当しないとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、高度障害保険金の支払い等を求める。

- (1)被保険者は脳梗塞になって、パーキンソン病と高次脳機能障害があり、常に介護が必要な状態となっている。高度障害保険金が支払われないことに納得できない。
- (2)契約時に、被保険者がこのような身体状態になっても支払われない保険であると知っていたら、本契約に加入しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の約款上、高度障害状態については対象となる状態が定められている。申立人から提出された医師の診断書では、被保険者が約款所定の高度障害状態に該当する事実は認められない。
- (2)本契約は長期間（約30年）にわたり継続しており、解約までの契約の有効性について疑義は無いものとする。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の身体状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。